

今後の応急仮設住宅の供与期間延長について

東日本大震災で甚大な津波被害に見舞われた沿岸部の市町で行われている、災害公営住宅整備、防災集団移転用地造成等の住宅整備事業は平成29年度末までにはほぼ完了する見込みであり、県内において住宅(住宅再建の受け皿)が不足する状況は概ね解消するが、整備完了が平成30年度以降となる一部の災害公営住宅等へ入居する被災者は、7年の供与期間内に住宅再建が果たせない状況となる。

このため、今後の延長決定においては、供与終了を基本とし、特定の要件に該当する者についてのみ供与を延長する「特定延長」の考え方により、国との延長協議を進めることとする。なお、供与終了に当たっては、全ての仮設住宅入居者が安定、安心して生活できる新たな住まいの確保について、関係市町と連携、協力して各入居者の状況に応じた支援を推進する。

(基本的な考え方)

災害公営住宅等の整備により、被災者の住宅需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足する状況が概ね解消することが見込まれることから、応急仮設住宅の供与終了を基本として国と協議し、可能な限り早期に決定・公表する。

ただし、供与期間内に住宅再建先となる災害公営住宅等が完成せず、なお恒久的住宅に入居できないなど、特定の要件に該当する者については、供与期間を延長する。(特定延長)

○ 特定延長により供与を延長する者の要件

- 1 災害公営住宅への入居や防災集団移転等、公共事業による自宅の再建先は決まっているが、工期等の関係から供与期間内に仮設住宅を退去できない者
- 2 公共事業以外で、自宅の再建(再建先・再建時期)は決まっているが、工期等の関係から供与期間内に仮設住宅を退去できない者

※ 住宅が不足する状況が概ね解消されるため、既に特定の要件に該当する者のみ供与期間を延長している市町において、住宅整備事業の完成時期の都合等やむを得ない理由により供与期間中に住宅再建先へ入居できない者については、要件1に限り供与期間を再延長する。(特定延長の再延長)

(今後の対応)

8年目の延長については、供与期間が7年に延長されている9市町の災害公営住宅整備等の進捗等、地域の復興状況や市町の意向を踏まえ、この基本的な考え方に基づき判断していく。

また、引続き供与終了に伴う再建支援策等の実施・検討を進めるとともに、国と必要な協議を行っていく。

【参考】

供与期間が7年間に延長されている市町

石巻市、名取市及び女川町(計3市町)

特定の要件に該当する者のみ供与期間が7年間または平成30年3月31日まで延長されている市町

塩竈市、気仙沼市、多賀城市(再)、東松島市、山元町(再)及び南三陸町(計6市町)

※前回の延長協議状況

H28.3.14 国へ協議書提出、H28.5.10 国の同意、H28.5.11 延長決定・公告

(供与期間のイメージ)

(供与期間のイメージ)

仮設種別	H22 平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度			
プレハブ仮設住宅 始期: H23.4.26 ~H23.12.26	当初2年間					3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
民間賃貸借上住宅 始期: H23.3.11 ~H24.3.31	当初2年間					3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
	災害 供与開始 (H23.3.11~)					6年目特定延長終了 (H29.3.31)	7年目特定延長終了 (H30.3.31)	8年目特定延長終了 (H31.3.31)			
						8年目 延長開始 (H30.3.11)					

※供与始期は、プレハブ仮設住宅団地完成日・民間賃貸住宅借上げ契約の始期となるため、入居者により異なる。